

有償刊行物取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が作成する有償刊行物の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、有償刊行物とは本市が作成する統計書、調査書、報告書、計画書、事業概要書、地図その他の情報の公表のための資料で、有償で頒布するものをいう。

(頒布価格等)

第3条 有償刊行物を作成しようとする課の課長は、当該有償刊行物の価格について、あらかじめ財務部財務課長と協議しなければならない。

2 有償刊行物には、名称、発行日、発行者及び価格を記載するものとする。

(頒布場所)

第4条 有償刊行物の頒布（第6条の規定により無償で頒布する場合を除く。）は、市政情報コーナーにおいて行うこととする。ただし、総務部長が指定する有償刊行物については、行政センター及び市民サービスセンターにおいて頒布することができる。

2 前項の規定は、有償刊行物を作成した課の課長（以下「作成課長」という。）が当該課において、有償刊行物を頒布することを妨げるものではない。

(頒布依頼等)

第5条 作成課長は、市政情報コーナーにおいて有償刊行物を頒布しようとする場合、当該頒布しようとする日（以下この項において「頒布日」という。）の7日（ただし、休日定める条例（平成元年横須賀市条例第10号）に規定する本市の休日（以下この項において「休日」という。）の日数は、算入しない。）前までに有償刊行物頒布依頼書（別記様式）を、頒布日の3日（ただし、休日の日数は、算入しない。）前までに当該有償刊行物を総務部総務課長に提出しなければならない。

2 作成課長は、有償刊行物の頒布を取り止めようとするときは、直ちに総務部総務課長にその旨を報告しなければならない。

(無償頒布)

第6条 有償刊行物は、次に掲げる者に対し無償で頒布することができる。

(1) 国及び他の地方公共団体

(2) 報道機関等（報道、広報等の目的に使用する場合に限る。）

(3) 有償刊行物の作成に当たって資料提供等の協力のあった者

(4) その他市長が適当と認める者

(その他の事項)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年1月4日から施行する。

(経過規定)

2 この要綱施行の際、現に市政情報コーナーで頒布している有償刊行物については、第5条第1項に規定する有償刊行物頒布依頼書の提出があったものとみなす。

附 則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式（第5条第1項関係）

有償刊行物頒布依頼書

		年 月 日
		課 長
有償刊行物		名称
		価格
頒布開始日		
有償刊行物の概要		